

## 令和3年度「その他住宅改修等支援制度」と「北見市住宅エコ改修補助」・「北見市住宅リフォーム・解体補助」の併用

- ・他の支援制度の工事内容が補助対象となる改修工事と重複する場合、改修工事費用から他の支援制度の工事費用(自己負担金額含む)を除きます。
- ・住宅エコ改修補助と住宅リフォーム・解体補助の併用はできません。

		その他支援制度	所管課	工事内容	補助・支援内容	併用の可否
1	他の支援制度の工事内容が補助対象となる改修工事と重複する場合 ↓ 改修工事費用の合計から当該支援制度の工事費用(自己負担額を含む)を除く必要があるもの	グリーン住宅ポイント制度	国土交通省	開口部及び外壁等の断熱改修、エコ住宅設備、バリアフリー改修等	補助 / 上限 5~100万ポイント	× (重複の場合)
2		介護保険住宅改修費	介護福祉課 (25-1144)	手摺設置、段差解消、すべりにくい床への改良、出入口改良、トイレ改良等	給付金 / 対象費用 (上限 20万円) の7~9割 (給付率は所得による)	× (重複の場合)
3		高齢者・障がい者住宅等整備資金事業	介護福祉課 (25-1144)	居室の増改築、手摺設置、浴室・トイレ改良、スロープ設置等	無利子融資 / 上限 240万円	× (重複の場合)
4		日常生活用具費の支給	障がい福祉課 (25-1136)	手摺設置、段差解消、すべりにくい床への改良、出入口改良、トイレ改良等	補助金 / 上限 20万円 (原則自己負担1割) 等級・障害内容で制限あり	× (重複の場合)
5		水洗便所改造資金融資あつせん	上下水道局 給排水課 (25-1179)	くみとり便所の水洗便所への改造	無利子融資 / 上限 50万円 × 2ヵ所 ※条件有り	× (重複の場合)
6		合併処理浄化槽整備促進資金貸付制度	環境課 (25-1131)	合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所への改造	無利子貸付 / 上限 50万円 × 2ヵ所 (合併処理浄化槽の設置に伴うものに限る)	× (重複の場合)
7		北見市勤労者住宅資金貸付制度	商業労政課 (25-1148)	住宅の新築、増改築及び購入資金	低金利貸付 / 上限 1,000万円	× (重複の場合)
8	他の支援制度の工事内容が補助対象となる改修工事と重複しない場合 ↓ 併用が可能	北見市木造住宅耐震改修等補助制度	建設指導課 (25-1154)	昭和56年以前の耐震性を有しない木造住宅の耐震改修 (耐震診断で耐震性の確認が必要)	補助金 / 上限 70万円 (定額)	○
9		木質ペレットストーブ等導入支援事業	農林整備課 (25-1143)	ペレットストーブ、ペレットボイラーの設置	補助金 / ストーブ 1/2 上限 20万円 ボイラー 1/2 上限 100万円	○
10		合併処理浄化槽設置整備事業	環境課 (25-1131)	合併処理浄化槽の設置	設置補助金 / 5人槽 上限 669千円 7人槽 上限 896千円 10人槽 上限 1,227千円 ※設置工事費用の7割以内、条件有り 単独処理浄化槽撤去に対する補助金 / 上限 90千円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事に対する補助金 / 上限 300千円 ※条件有り	○
11		太陽光発電システム導入費補助制度	工業振興課 (25-1210)	太陽光発電システムの設置(2~10Kw) 定置用蓄電システムの設置 (太陽光発電システムと同時設置を条件)	太陽光発電システム 6万円 (定額) 定置用蓄電システム 15万円 (定額)	○
12		新エネルギー高効率利用促進補助事業	工業振興課 (25-1210)	定置用蓄電システムの単独設置 (既に太陽光発電システムが設置されていることが条件)	補助金 / 10万円 (定額)	○

注1) その他支援制度について、詳しくは所管課へ問い合わせください。

注2) 省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修等を行う際に、工事内容によって、所得税の控除や、固定資産税の減額を受けることが出来る場合があります。